

会 議 録

会議の名称	第 34 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	令和 2 年 11 月 25 日(水)14:00～14:40
開催場所	立岩交流センター 第 2・第 3 研修室
出席委員	依田委員、岡松委員、高倉委員、山本委員、小幡委員、福永委員、道祖委員、平山委員、谷川委員(代理：筑豊維持出張所長 高尾 様)、鍋島委員(代理：中島 和宏 様)、右田委員(代理：戸丸 様)、八尋委員、小松委員、小田原委員、梶原委員
欠席委員	なし
事務局職員	堀江都市建設部部長、中村都市建設部次長、西岡都市計画課長、城戸都市計画課長補佐、本松都市政策係長、行武公園緑地係長、都市計画課職員 3 名、都市施設整備推進室大井主査、都市施設整備推進室上田主任、樋口住宅課長、木村住宅課長補佐
	<p>城戸課長補佐</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年第 34 回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は本日の進行役を務めさせていただきます、都市計画課課長補佐の城戸でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず、部長よりあいさつを申し上げます。</p> <p>堀江都市建設部部長</p> <p>皆様こんにちは。都市建設部部長の堀江でございます。</p> <p>本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は次第書にございますように、付議事項が 1 件、報告事項が 2 件ございます。</p> <p>以前より、本審議会にてご説明いたしておりました案件の進捗状況について、引き続きご報告させていただくものとなっております。</p> <p>本日も皆様方の忌憚のないご意見を賜りながら、本市の都市計画を進めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上、甚だ簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>課長補佐</p> <p>それでは、本審議会の成立について、ご報告いたします。</p> <p>本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 16 名に出席して頂いて</p>

おりますので、飯塚市都市計画審議会条例第7条第3項の規定により、会議が成立しております事をご報告いたします。

また、本日、代理の出席が3名ございます。

国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 所長の谷川 征嗣 委員につきましては、委任状をいただいております、代理で筑豊維持出張所 管理第一係長の 高尾 さや子 様にご出席いただいております。

飯塚警察署 交通課長の 鍋島 隆之 委員につきましては、委任状を提出していただいております、代理で交通総務係長の 中島 和宏 様にご出席をいただいております。

最後に、福岡県飯塚県土整備事務所 所長の 右田 隆雄 委員につきましても、同様に委任状をいただいております、代理で地域整備企画監の 戸丸 明 様にご出席をいただいております。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料として第34回飯塚市都市計画審議会と書かれている式次第書、A4のものが1枚、議案第1号「筑豊広域都市計画公園の変更について(飯塚市決定)」が1綴り。

次に報告第1号「筑豊広域都市計画市場の変更について(飯塚市決定)」が1綴り。

報告第2号「飯塚市都市計画マスタープランの改訂について」が1綴り。

本日配布しております、当日配布資料「コンパクトシティについて」が1綴りで、合計5種類の資料となっております。

資料の不足のある方は、よろしいでしょうか？

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の都合上、ご発言される時は挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ち致しますので、お名前を述べられてからご発言をしていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、依田会長に議事の進行を移したいと思います。

依田会長、よろしくお願いいたします。

議長 (依田会長)

皆さんこんにちは。次第に沿って議事を進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座ったままで説明いたします。

本日は付議事項が1件、報告事項が2件となっております。

それでは、「議案第1号 筑豊広域都市計画公園の変更について(飯塚市決定)」事務局よりお願いします。

議案第1号（都市計画課：西岡課長）

議案第1号「筑豊広域都市計画公園の変更について（飯塚市決定）」のご説明をさせていただきます。

私は、都市計画課課長の西岡といたします。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

資料の「議案第1号 筑豊広域都市計画公園の変更について（飯塚市決定）」をご覧ください。

本議案につきましては、3月と7月に開催しました都市計画審議会のご報告内容と重複する内容になりますが、説明させていただきます。資料は、県との事前協議で提出した資料により、1ページ目が計画書、2ページ目が理由書、3ページ目が新旧対照表、4ページ目が位置図、5ページ目が新旧対照図、最後6ページ目が経緯の概要（スケジュール）の順でございます。

1ページ目の計画書をお願いします。

街区公園2箇所の変更で、現在の相田公園約0.76ヘクタールを廃止し、新規の相田公園約0.9ヘクタールの追加でございます。

2ページ目の理由書をお願いいたします。

変更を行う経緯等、内容につきましては前回までご報告させていただきました内容と同様でございますので割愛させていただき、概略説明のみとさせていただきます。

内容としましては、現相田公園を廃止し、南東側に同等面積を確保し、新たに都市計画決定するものでございます。

なお、新たに都市計画決定する相田公園は、令和16年度から整備する予定ですので、その間、北側の公園を暫定的な告示公園として供用開始する予定であります。

3ページ目の新旧対照表をお願いいたします。

総括表に記載していますが、今回の変更で、都市計画公園の箇所数は64箇所のままでございますが、面積が174.71haから174.85haへと0.14ha増になっております。

4ページ目をお願いいたします。

位置図になります。左上の赤い丸で囲んでいる箇所が、今回の変更箇所でございます。

5ページ目をお願いいたします。

新旧対照図になります。4ページの位置図を拡大したもので、青色の枠の場所が相田公園の廃止、赤色の枠の場所が相田公園の追加を示しております。

6ページ目をお願いいたします。

「スケジュール」について説明いたします。前回の審議会への報告後、

都市計画法上の手続きを進めるうえで7月17日付にて福岡県に対し提出しておりました事前協議につきましては、8月18日付で福岡県より異存なしとの回答を得ましたので、9月9日から23日までの2週間計画案の法定縦覧を行いました。その結果、縦覧者は0名、意見書の提出もありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、12月中旬には福岡県に対し法定協議を行う予定としております。県から都市計画決定についての回答を得た後、来年2月上旬の決定告示予定としております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わります。

議長

ただいま、付議事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

委員一同

異議なし。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは議案第1号については以上とさせていただきます。

それでは次に、「報告第1号 筑豊広域都市計画市場の変更について(飯塚市決定)」事務局よりお願いいたします。

報告第1号(都市施設整備推進室：大井主幹)

それでは、報告第1号 筑豊広域都市計画市場の変更について説明をさせていただきます。

私は都市施設整備推進室 主幹の大井でございます。

よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

本件は平成30年度に飯塚市都市計画審議会で審議いただき、平成31年4月15日に告示いたしました、新卸売市場の都市計画市場決定に関連して、現卸売市場の都市計画市場決定を廃止することを報告するものでございます。

平成30年度の都市計画審議会以降、内容に大きな変更はございませんが、県との事前協議及び市民への都市計画案の縦覧が終了いたしましたので、その内容についてご説明させていただきます。

資料はA4の「報告第1号 筑豊広域都市計画市場の変更について」の表紙の資料になります。構成としましては1,2枚目が概要、3枚目が

計画書、4枚目が理由書、5枚目が経緯の概要、6枚目が総括図、最後7枚目が計画図でございます。

それでは1、2枚目を使って計画の概要や、これまでの協議の内容や進捗、今後のスケジュール等の説明を行ってまいります。

まず資料1枚目、筑豊広域都市計画市場の変更（飯塚市決定）概要版その1について説明させていただきます。

背景についてですが、現卸売市場は、建設から45年を経過し、施設の更新・建て替え時期を迎えており、また農林水産省が示す安全・安心な生鮮流通を目指すためには、コールドチェーンなどの整備が不可欠であり、施設の再整備が喫緊の課題となっています。現在、食の安全・安心や環境・防災対策などの社会的要請も高まりを見せており、多様化する生産者や消費者等のニーズへ柔軟に対応するためには、市場施設の全体的な見直しが必要であるため、卸売市場を移転新築するものであり、現在本年度末完成に向け、建築工事を行っています。

都市計画決定の趣旨についてですが、建築基準法第51条において、「都市計画区域内においては、卸売市場の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と規定されているため、平成31年4月15日に告示いたしました、新卸売市場の都市計画市場決定に伴い、今回、現卸売市場の都市計画市場を廃止するものでございます。

場所につきましては、現卸売市場の所在地の飯塚市菰田西3丁目6番1号となっております。

施設概要につきましては、現卸売市場につきまして、

開場年月日：昭和45年4月1日

敷地面積：64,231 m²

施設規模：18,099 m²

となっております。

続きまして、資料2枚目、筑豊広域都市計画の変更概要版その2について説明させていただきます。

資料の左は、地方卸売市場移転先と現在地の場所を航空写真で示したものでございます。

資料の右のスケジュールについてですが、本年度順調に建築工事を進めており、本年度末に整備が完了し、来年度引越し等を行った後、新卸売市場を開場する予定でございます。

次に3枚目計画書についてです。施設名称1番の現卸売市場を廃止し、施設名称2番の新卸売市場を1番に繰り上げるものでございます。

次に4枚目理由書についてです。まず、現市場が抱えている課題について記載しています。卸売市場の整備につきましては、整備方針等の基本構想を検討する附属機関として、飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会を設置し、計7回にわたる検討がなされ、平成29年9月26日に委員長から市長に「飯塚市地方卸売市場等施設整備に係る基本構想について(答申)」がなされております。

また、その後に新しい卸売市場の移転候補地等を決定するため、飯塚市と市場関係者とで構成する「新卸売市場等整備方針検討会議」において協議を重ね、移転候補地を合意し、平成30年3月26日に本市卸売市場の再整備に関する基本方針等を定めた「飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想」を策定し、新卸売市場の移転先を庄内工業団地グラウンドに決定しております。

新卸売市場は、令和3年3月末に完成4月以降に運用開始する予定であることから、現飯塚市卸売市場につきましては、移転後に廃止する都市計画市場の変更を行うものでございます。

続きまして5枚目になります。都市計画変更の経緯の概要についてです。原案の縦覧を9月4日から9月18日まで行い、意見募集を行いましたが、意見の申出はありませんでしたので、公聴会は未開催となりました。本日の都市計画審議会以降、早々に福岡県と事前協議を行い、令和3年1月中旬に都市計画案の公告・縦覧を行い、令和3年3月の都市計画審議会の付議のあと、県への申請、4月に告示予定となっております。

続きまして、6枚目と7枚目になります。都市計画図についてですが、総括図と計画図を添付しております。最初に総括図、次のページに総括図を拡大した計画図を添付しています。7ページの黒枠で囲っている場所が、移転先の庄内工業団地グラウンドになっております。

以上報告第1号「筑豊広域都市計画卸売市場の変更について」の説明を終わります。

議長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、報告第1号の説明が終わりましたが、この件に関しまして、ご質問やご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

特にありませんでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは報告第2号に移らせていただきます。「報告第2号 飯塚市都市計画マスタープランの改訂について」事務局よりご説明をお願いします。

報告第2号（都市計画課：西岡課長）

報告第2号「飯塚市都市計画マスタープランの改訂について」のご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

飯塚市都市計画マスタープランの報告の前に、当日配布しております資料について説明いたしますので、「コンパクトシティについて」と記載している当日配布資料をお願いいたします。

平成22年度に作成した都市計画マスタープランの都市目標像にも「コンパクトな都市」への質的な転換を図り、環境、暮らし、活力の持続性を高めることが重要であることが記載してあるように、コンパクトシティについては、都市計画マスタープランを作成する上で基本的な考え方であるために、今回、説明したいと思います。

1 ページをお願いいたします。コンパクトシティの背景について説明いたします。コンパクトシティを目指す背景といたしましては、中心市街地の人口が郊外へと移動し、都市機能の分散や市街地の空洞化といった都市問題が生じていることや地方都市では高齢化が年々進んでおり、車が運転できない高齢者などの生活の利便性が確保できないといった懸念事項が生じております。その結果、高齢者などが歩いて生活できるようなコンパクトシティが必要不可欠と考えられるようになったものです。

続いて、コンパクトシティについて説明いたします。コンパクトシティとは、商業地や行政サービスといった、生活上必要な機能を一定範囲に集め、効率的な生活・行政を目指し、都市としての機能・質を高めていくこととなります。基本的には、公共交通と徒歩を利用したプランになっており、都市区域や居住区域を定め、生活圏をコントロールしていく構想となります。つまり、中心部に集約させることで、効率的な生活・行政を目指そうとするものです。都市計画マスタープランも今現在策定しておりますけれども、このような基本的な考え方に沿った計画にしていく必要があると考えております。

2 ページをお願いいたします。なぜコンパクトシティの実現が必要なのかについてですが、4つの視点で、コンパクトプラスネットワークを考えていく必要があります。1つ目は、持続可能な都市経営（財政、経済）のため、2つ目は、高齢者の生活環境・子育て環境のため、3つ目は、地球環境、自然環境のため、4つ目は、防災のためとなります。コンパクトプラスネットワークを実施することにより、限られた資源の集中的・効率的な利用で、持続可能な都市・社会を実現することが可能になっていきます。

3 ページをお願いいたします。コンパクトシティをめぐる誤解についてですが、主要な拠点1個所に全てを集約させるというような一極集中

をイメージされると思いますが、中心的な拠点ではなく、既存の生活環境を維持し多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すことになっていきます。また、全ての人口の集約をし、全ての居住者を一定のエリアに集約させることを目指すイメージですけれども、たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然であり、全ての人口の集約を図るものではありません。また、強制的な集約として、居住者や住宅を強制的に短期間で移動させるイメージになっていると思いますが、インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約化を推進しており、誘導による集約を図っていくこととなります。

4 ページをお願いいたします。

都市再生特別措置法の改正の概要について説明いたします。

背景といたしましては、地方都市部では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成し、大都市でも、高齢化が急増しており、都市機能の効率的な誘導と居住を効果的に誘導するための基盤づくりとして立地適正化計画を作成するようになりました。

飯塚市も平成 28 年度に策定しておりコンパクトシティを基本的な考えで進めております。

都市機能誘導区域とは、生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定することで、都市機能（福祉・医療・商業）の立地促進と歩いて暮らせるまちづくりを目指し、区域外の都市機能立地の緩やかなコントロールを実施するものになります。

居住誘導区域とは、居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定し、促進区域外の居住の緩やかなコントロールを行うものであります。

5 ページをお願いいたします。

立地適正化計画のイメージですが、用途地域内で居住誘導区域を設定し、また居住誘導区域内で都市機能誘導区域を設定するイメージになります。平成 28 年度に策定した飯塚市立地適正化計画も同じ考えで策定しております。

6 ページをお願いいたします。

公共交通の維持・確保が厳しい状況の場合と利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちづくりを実施した場合のイメージについて説明いたします。

左側の図面になりますが、地域の大切な公共交通の維持・確保が厳しい状況として、市街地の拡散と人口減少になると、公共交通の利用者の減少になり、公共交通事業者の経営が悪化し、公共交通サービスの低下、負のスパイラルになっていきます。

また、公共ネットワークが分断され、公共交通空白地帯が拡散し、マイカー主体の移動手段になっていくことが考えられます。

右側の図面では、利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちづくりになれば、持続安定的な公共交通事業の確立と都市の持続可能性が確保され、水色のエリアが小さくなり、ネットワークで繋がったコンパクトなまちづくりが実現されることとなります。

都市計画マスタープランにおいても、コンパクトシティを基本的な考えとして計画を策定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項第2号「飯塚市都市計画マスタープランの改訂について」と記載しております資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

「改訂のポイント」及び「計画の構成」について説明いたします。

まず、「改訂のポイント」についてですが、本市では、平成22年3月に飯塚市都市計画マスタープランを策定しましたが、10年が経過し、社会や経済情勢及び都市状況の変化やまちづくりにおける最上位計画である「飯塚市総合計画」の改定、関連計画の立地適正化計画の策定等、本市を取り巻く状況が変化したことに伴い、こうした状況に対応するため改訂を行うものであります。

改訂にあたっては、現時点において把握・分析している都市の現況や将来の見通し、市民意向等を踏まえ、「都市づくりの課題」を抽出し、これに併せ、関連法の改正、本市を取り巻く社会情勢、上位・関連計画の見直し・改訂等を踏まえた上で、「改訂に向けた視点」を軸に、「論点」を整理していく方法で改訂作業を行っています。

続きまして、「計画の構成」についてご説明いたします。現行と見直し（案）の比較表を掲載しておりますが、大きな変更点としましては、第2章で、市全体の目指すべき「将来都市構造」とそれを支える「土地利用」、「拠点整備」、「交通体系整備」、「水・緑・歴史のまちづくり」、「上下水道・供給処理施設等整備」、「都市防災・防犯」など、市全体の都市計画の総合的な推進を図るため6つの分野別方針を定めた「全体構想」、第3章では、地域住民や事業者、行政が協働して、地域の生活環境や地域資源を生かした魅力づくり等に取り組む指針として、4つのゾーン別のまちづくりの方針を定める「ゾーン別まちづくり構想」によって構成します。

2 ページをお願いいたします。

それでは、「ゾーン区分(案)」について詳しくご説明させていただきます。

ゾーン区分の基本的考え方ですが、人口減少・少子高齢化が進む中、都市機能と日常生活サービス機能を維持・向上させていくためには、効率的・効果的なまちづくりを展開し、同じ土地利用特性を持った地域を

一体的に考え、将来のまちづくりを考える必要があるためゾーンを設定するものであります。

ゾーン区分にすることで、飯塚市全域を広い視野で客観的に見ることができ、土地利用や公共交通網、公園等の都市施設を効果的・効率的に繋げ考えることができるものと考えます。

ゾーン区分を考える上で、1番の都市的評価につきましては、災害に対する安全性や将来人口密度、集客施設の立地、生活利便施設の立地、鉄道駅、バス停などの都市利便性、用途地域や自然的環境などの様々な視点から、地域の特性をできる限り多角的に分析し、市全域を対象に都市的評価を行っております。

2番のゾーンの設定につきましては、都市的評価の結果を基に、類似の特性を持つ土地をひとまとまりの地域として区分したうえで、居住の特性や具体的な土地利用の状態などの特徴に合わせて4つのゾーンを設定しております。

まず、「まちなかゾーン」ですが、人口集積が最も高く、都市機能施設が集積する区域で、居住者・来訪者の多様な都市活動が盛んなゾーンとしています。歩いて暮らせるバリアのない利便性の高いゾーンを目標にしています。概ね用途地域内であり、人口集中地区内となっております。

次に「市街地ゾーン」ですが、既存の用途地域や既に都市的土地利用の集積している区域となっております。便利で快適な市民生活を支える市街地を形成し、商工業などの経済活動、利便性の高い市街地居住を進めるゾーンとしております。用途地域や人口集中地区を含むゾーンであり、すべての地域拠点が市街地ゾーンに入っており、一定の人口密度や居住空間、市街地が形成されていくものと考えております。

次に「やすらぎ居住ゾーン」ですが、用途地域の周辺部で、既に宅地化され生活利便性も比較的高い区域です。隣接する自然環境との調和を図り、やすらぎある居住環境を有するゾーンとしております。市民にうるおいとやすらぎを与えるゾーンとし、一部用途地域や人口集中地区を含むものです。

「自然・環境コミュニティゾーン」は、既存の集落地と自然環境に恵まれた区域になっております。自然環境の保全・活用を基本とし、誰もがゆとりある生活を送りながら、活気のあるコミュニティを維持しながら形成していくゾーンとし、用途地域や人口集中地域は基本的には含まない地域となっております。

右側のページにゾーン設定のイメージ図を示しております。赤色が、「まちなかゾーン」で、ピンク色が「市街地ゾーン」、薄い緑色が「やすらぎ居住ゾーン」、緑色が「自然・環境コミュニティゾーン」になっ

ております。

なお、ゾーンごとの特性は境界部でゆるやかに移り変わってゆくため、明確な線引きは行っていない状況です。

以上で、「ゾーン区分(案)」についての説明を終わります。

3ページをお願いいたします。

ここでは「飯塚市都市計画マスタープラン及び飯塚市緑の基本計画策定スケジュール」を記載しております。

都市計画マスタープラン及び緑の基本計画は、来年度末までの策定を目指しております。

策定までに策定委員会を5回及び住民ワークショップ2回の開催を予定しております。これまでに、8月4日に第1回の策定委員会を、10月に第1回住民ワークショップを実施しております。なお、今年度につきましては12月22日に第2回策定委員会、令和3年1月に第2回住民ワークショップの開催を予定しております。令和3年3月開催予定の本審議会において、素案をご提示させていただく予定としております。

以上で、説明を終わります。

議長

はい。どうもありがとうございました。

以上、報告第2号の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

道祖委員

ゾーンの設定で考え方等、用途地域との兼ね合いという風になっていますが、右側のゾーンの設定図において、用途地域が分からないので重ねて図面をだしていただきたい。そちらの方が理解していただけると思うので。以上です。

事務局

はい、わかりました。

議長

はい、どうもありがとうございました。

他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

はい、どうぞ。

平山委員

平山悟です。この2ページですね、ゾーン設定図の中に穎田地区が薄いピンク色で、市街地ゾーンになっておりますけれども、この地域は、都市計画マスタープランの計画の中で、この地域は都市公園法の網がかかっているということで、私は経済建設委員会で所管事務調査を行い、この都市公園の網をはずして欲しいとお願いしておりましたが、どんな風な進み具合になっておりますか。お願いします。

議長

はい、事務局お願いいたします。

事務局

はい、現在ですね、その方向性等検討は具体的にはやっていないですけど、都市計画としましては今の支所の付近が都市公園の区域になっております。

その中で大きい方向性を決めて、ある程度その日程的な方向性が決まれば、都市計画法の区域の検討を始めたいと思っておりますので、今後関係各課と協議して、少しでも改善されるような方向で考えていきたいと思っております。

議長

はい、平山委員どうぞ。

平山委員

まだ、なにも進んでないと聞いてびっくりしましたが、本当にこの地域は旧体育館、旧プール、旧武道館、そういうところが縄で囲んで危険な地域の一部になりつつあるんですよ。そこを早く都市計画マスタープランの中で急いで審議していただくよう要望しておきます。

議長

はい、どうもありがとうございました。

私、依田ですけれども、ゾーン設定の図については、これはまだイメージの段階ということで考えてよろしいでしょうか。

事務局

はい、今の段階では、イメージとして考えております。

議長

はい、それからそのゾーン名称について、4つ書いてあるのですけれ

ども、これも名称についても、今後検討の余地はあるということで考えてよろしいでしょうか。

事務局

今のゾーン設定の名称につきましては、事務局の方で考えておる内容ですので、今後検討するような、変更するようなことがあれば対応していきたいと考えております

議長

はい、分かりました。その辺については、マスタープランの内容を審議する委員会がありますので、そちらの方で審議したいと思っております。

他に何かありますでしょうか。

はい、道祖委員。

道祖委員

策定委員会のほうで、第1次計画についての資料を概略版でもいいので、配布してほしいという意見があったと思いますが、ここの審議会のメンバーには配布しておりますでしょうか。新規で委員になられているかたがいらっしゃるかと思うので。確認です。

事務局

委員さんの変更の時点で都市計画マスタープランのほうは渡しております。

議長

はい、ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

ないようなので以上になります。

審議内容につきましては、以上になります。

それでは事務局に進行をお願いいたします。

課長補佐

依田会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても熱心なご審議を頂き、事務局を代表しましてお礼申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

今後とも、市政発展のため、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い

	<p>いたします。</p> <p>なお、次回の審議会の予定は、日程が正式に決定しましたら連絡をさせていただきます。</p> <p>また、本日の報酬につきましては、12月11日(金)に指定の口座へ振り込みをさせて頂くように考えております。</p> <p>以上で、飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。</p>
会議資料	<p>議案第1号 筑豊広域都市計画公園の変更について(飯塚市決定)</p> <p>報告第1号 筑豊広域都市計画市場の変更について(飯塚市決定)</p> <p>報告第2号 飯塚市都市計画マスタープランの改訂について</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者0人)</p>
その他	